

## 重要な改正要望事項

- 1 消費税の税率を単一税率とすること。
- 2 適格請求書等保存方式の導入に反対する。
- 3 役員給与税制を抜本的に見直すこと。
- 4 災害損失控除を創設すること。

1

重要な改正要望事項 1

## 消費税の税率を単一税率とすること

要望事項

令和元年10月から実施されている軽減税率制度を廃止すべきである。

《軽減税率の問題点》

- ① 適用対象品目を限定することが困難であること
- ② 事業者の事務負担が増加すること
- ③ 低所得者対策が目的であるにも関わらず、低所得者層の負担軽減効果が限定的で高所得者層により多くの負担軽減が及ぶこと

消費税の税率については、これまで通り、単一税率を維持し、低所得者対策としては、給付による措置を講ずるべきである。

【参考】 日税連会長コメント「平成28年度与党税制改正大綱について」(抜粋)(平成27年12月16日)

消費税の複数税率(軽減税率)制度については、平成29年4月から導入されるとともに、その4年後にインボイス制度が導入されることとなりました。本会では、複数税率について、対象品目の公平な選定が困難であること、区分経理等により事業者の事務負担が増加すること、低所得者対策として非効率であること、財政再建が損なわれ社会保障給付の抑制が必要となることなどの観点から、単一税率制度の維持を強く主張してきました。しかしながら、今回の大綱では、これとは異なる結論が示されたことに深く遺憾の意を表するものであります。

2

## 適格請求書等保存方式の導入に反対する

### 要望事項

令和5年10月から実施が予定されている適格請求書等保存方式について、その導入に反対する。

### 《適格請求書等保存方式の問題点》

- ① 導入により免税事業者が取引から排除されるおそれがあること
- ② 仕入税額控除の可否を判断するために増加する事務負担への対応が困難であること
- ③ 軽減税率が導入されていても、現行の区分記載請求書等保存方式によって十分対応できること

### 【参考】仕入税額控除方式の改正予定

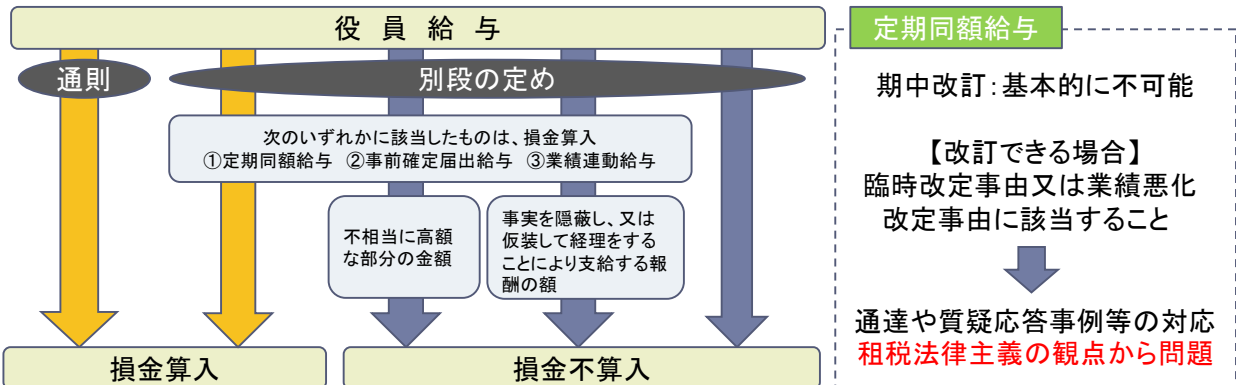
	【請求書等保存方式】	【区分記載請求書等保存方式】(令和元年10月～)	【適格請求書等保存方式】(令和5年10月～)
請求書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○請求書の記載事項                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求書発行者の氏名又は名称</li> <li>・取引年月日</li> <li>・取引の内容</li> <li>・対価の額(税込)</li> </ul> </li> <li>○請求書受領者の氏名又は名称</li> <li>○交付義務なし・不正交付の罰則なし</li> <li>○免税事業者も交付可 ⇒免税事業者からの仕入税額控除可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左プラス                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽減税率の対象品目である旨</li> <li>・税率ごとに合計した対価の額(税込)</li> </ul> </li> <li>注)請求書の交付を受けた事業者による追記も可</li> <li>同左</li> <li>同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左プラス                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録番号</li> <li>・税率ごとの消費税額及び適用税率</li> </ul> </li> <li>注)「税率ごとに合計した対価の額」は税抜又は税込</li> <li>○交付義務あり・不正交付の罰則あり</li> <li>○登録を受けた課税事業者のみ交付可 ⇒免税事業者からの仕入税額控除不可</li> <li>○免税事業者からの仕入れについて                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・3年間:80%</li> <li>・その後3年間:50% の仕入税額控除可</li> </ul> </li> </ul>
計 算 額	○取引総額からの「割戻し計算」 ※取引総額×8/108	○税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」	○税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 ○適格請求書の税額の「積上げ計算」

## 役員給与税制を抜本的に見直すこと

### 要望事項

役員給与は職務執行の対価であるから、恣意性のないものについては損金の額に算入されなければならない。

役員給与については、別段の定めの一つとして①定期同額給与②事前確定届出給与③業績連動給与のいずれかに該当しなければ損金不算入としている。さらに、損金算入が認められている①②③であっても不相当に高額な部分や仮装経理したものは損金不算入とされている。



### 意見内容

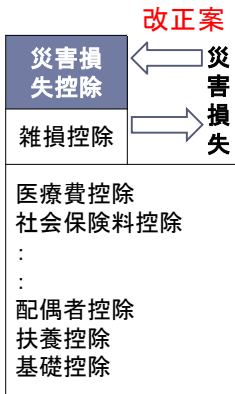
役員給与税制は、損金不算入となる役員給与のみを別段の定めとする条文構造に見直し、課税要件を明確にすべきである。

## 災害損失控除の創設、所得控除順序の見直し及び10年間の繰越

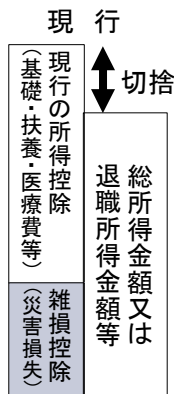
### 要望事項

災害による損失については、新たに災害損失控除を創設するとともに、所得控除の最後に適用したうえで、翌年以降10年間の繰越控除を認めること。

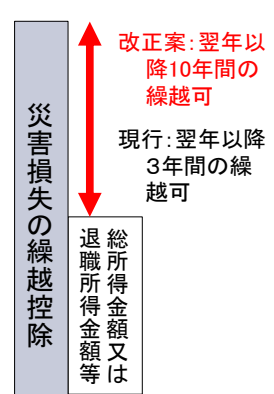
### ① 災害損失控除の創設



### ② 控除順序の見直し



### ③ 繰越期間の延長



### 意見内容

災害により生じた損失については、雑損控除から切り離して災害損失控除を創設するとともに、災害損失控除は基礎控除を含む各種所得控除の全てを適用した後に控除し、控除しきれない場合の繰越控除期間を10年間とすることで、なるべく災害損失額の全額を控除できるようにすること。